

平成19年8月

商品内容説明書
(証券情報(案))

一般担保第4回・第5回・第6回住宅金融支援機構債券

- 発 行 者 -

独立行政法人住宅金融支援機構

- 1 本「商品内容説明書 証券情報」(以下「本証券情報説明書」といいます。)において記載する一般担保第4回、第5回及び第6回住宅金融支援機構債券(以下「本機構債」といいます。)は、独立行政法人住宅金融支援機構法(平成17年法律第82号。以下「機構法」といいます。)第19条第1項に基づき、財務大臣及び国土交通大臣の認可を得て独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」といいます。)が発行する債券です。
- 2 本機構債は政府保証の付されていない公募債券(財投機関債)です。
- 3 本機構債の発行者である機構の詳細について記載し、本証券情報説明書と同時に投資家に交付された別冊「商品内容説明書 発行者情報 平成18年度」(以下「発行者情報説明書」といいます。)は、本証券情報説明書と一体をなします。発行者情報説明書には、機構が機構法附則第3条第1項に基づき権利及び義務を承継して解散する以前の住宅金融公庫(以下「公庫」といいます。)の経理の状況、機構法附則第6条第3項に基づき権利及び義務を承継して解散する以前の財団法人公庫住宅融資保証協会(以下「保証協会」といいます。)の経理の状況並びに機構のその他の事業の内容に関する重要な事項及びその他の事項を平成19年8月1日時点の情報に基づき記載しています。本機構債への投資判断にあたっては、発行者情報説明書も併せてご覧ください。
- 4 本機構債については、証券取引法(昭和23年法律第25号。以下「証取法」といいます。)第3条が適用されることから、同法第2章の規定は適用されず、同法第4条第1項の規定による届出は必要とされません。本証券情報説明書及び発行者情報説明書は、証取法に基づく発行届出目論見書ではありません。
- 5 発行者情報説明書には、公庫の財務諸表及び保証協会の計算書類を記載していますが、このうち公庫の財務諸表は、機構法附則第10条の規定による廃止前の住宅金融公庫法(昭和25年法律第156号。以下「住公法」といいます。)公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号。以下「予決法」といいます。)関連政省令及び告示に基づき、特殊法人等会計処理基準(昭和62年10月2日財政制度審議会公企業会計小委員会報告)に準拠して作成し、公庫又は機構の監事による監査を受けた上で、財務大臣の承認を受けたものです。また、保証協会の計算書類は、公益法人会計基準(昭和60年9月17日公益法人指導監督連絡会議決定)に準拠して作成し、保証協会又は機構の監事及び独立監査人による監査を受けたものです。

また、機構の開始貸借対照表を本発行者情報説明書「第5 経理の状況 2. 機構の開始貸借対照表」において記載していますが、これは、機構法附則第3条第8項及び同施行令附則第3条に基づき任命された評価委員による評価により、機構の承継資産額が決定されたことを受けて、作成したものです。

上記財務諸表に加え、公庫の行政コスト計算財務書類を本発行者情報説明書「第5 経理の状況 3. 行政コスト計算財務書類」において記載しています。行政コスト計算財務書類に含まれる民間企業仮定貸借対照表及び民間企業仮定損益計算書等の財務諸表は、特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針(平成13年6月19日財政制度等審議会財政制度分科会法制・公企業会計部会公企業会計小委員会報告)に従い、公庫が民間企業として活動を行っているとは仮定して企業会計原則に準拠した会計処理に則って作成されたものです。

公庫の財務諸表及び行政コスト計算財務書類、保証協会の計算書類並びに機構の開始貸借対照表は、いずれも証取法第193条の2の規定に基づく公認会計士又は監査法人による監査証明は受けていません。

なお、予決法において中間決算制度が採用されていないため、公庫は中間財務諸表を作成していません。

本証券情報説明書に関する連絡先

東京都文京区後楽一丁目4番10号

独立行政法人住宅金融支援機構

財務企画部 市場資金室 コーポレート債・財形住宅資金グループ

電話番号 03(5800)8049

目 次

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行債券（5年債）	1
2. 債券の引受け及び債券に関する事務（5年債）	4
3. 新規発行債券（10年債）	5
4. 債券の引受け及び債券に関する事務（10年債）	8
5. 新規発行債券（20年債）	9
6. 債券の引受け及び債券に関する事務（20年債）	12
7. 新規発行による手取金の使途	12
第2 募集に関する特別記載事項	13
1. 貸付債権担保住宅金融支援機構債券及び貸付債権担保住宅金融公庫債券について	13
第二部 参照情報	14
第1 参照書類	14
第2 参照書類の補完情報	14
第3 参照書類を縦覧に供している場所	14

第一部 証券情報

第1 募集要項

1. 新規発行債券（5年債）

銘 柄	一般担保第4回 住宅金融支援機構債券	債 券 の 総 額	金9,300,000,000円
記 名 ・ 無 記 名 の 別	-	発 行 価 額 の 総 額	金・円
各 債 券 の 金 額	1,000万円の1種とし、その 分割又は併合はしない。	申 込 期 間	平成●年●月●日
払 込 金 額 (発 行 価 額)	額面100円につき 金・円・銭	申 込 証 拠 金	額面100円につき金・円・銭と し、払込期日に払込金に振替充 当する。申込証拠金には利息を つけない。
利 率	年●%	払 込 期 日	平成●年●月●日
利 払 日	毎年●月●日 及び●月●日	申 込 取 扱 場 所	別項引受証券会社の本店及び 国内各支店
償 還 期 限	平成●年●月●日	振 替 機 関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二 丁目1番1号
募 集 の 方 法	一般募集		
利 息 支 払 の 方 法	利息支払の方法及び期限 (1) 本債券の利息は、払込期日の翌日から本債券を償還すべき日（以下「償還期日」という。）までつけ、平成●年●月●日を第1回利払期日としてその日までの分を支払い、以後毎年●月●日及び●月●日の2回に、各々その日までの前半が年分を支払うものとする（かかる利息を支払うべき日を以下「利払期日」という。）。(2) 利払期日が銀行休業日に該当する場合は、その支払いを前銀行営業日に繰り上げる。なお、「銀行営業日」とは土曜、日曜、国民の休日及び法令により日本において銀行が休業することが認められ又は義務づけられている日以外の日を行い、「銀行休業日」とは銀行営業日以外の日をいう。(3) 払込期日の翌日から平成●年●月●日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半か年に満たない利息を支払うときは、半か年の日割をもって計算する。(4) 償還期日後は、利息をつけない。ただし、償還期日に本債券の償還を怠ったときは、機構は償還期日の翌日から実際に当該償還が行われた日までの日数につき上記「利率」欄に定める利率により計算される金額（半か年の日割計算による。）を支払うものとする。(5) 本債券の利息の計算について 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。		
償 還 の 方 法	1. 償還価額 額面100円につき金100円 2. 償還の方法及び期限 (1) 本債券の元金は、平成●年●月●日にその全額を償還する。 (2) 償還期日が銀行休業日に該当する場合は、その支払を前銀行営業日に繰り上げる。 (3) 本債券の買入消却は、払込期日の翌日以降、上記「振替機関」欄に定める振替機関（以下「振替機関」という。）が定める社債等に関する業務規程及びその他振替機関が定める規則等で別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。		
担 保	本債券の債権者は、機構法の定めるところにより、機構の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		

財 務 上 の 特 約	担 保 提 供 制 限	該当事項無し。(本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。また、後記「第2 募集に関する特別記載事項 1. 貸付債権担保住宅金融支援機構債券及び貸付債権担保住宅金融公庫債券について」を参照。)
	そ の 他 の 条 項	該当事項無し。
取 得 格 付		取得予定格付：A A A 格 付 機 関：株式会社格付投資情報センター 取 得 月 日：平成●年●月●日
		取得予定格付：A A 格 付 機 関：スタンダード・アット・プアーズ・レーティングス・サービス 取 得 月 日：平成●年●月●日
摘 要		1. 社債等の振替に関する法律の規定の適用 本債券は社債等の振替に関する法律（平成13年法律第75号、その後の改正を含む。以下「社振法」という。）第120条において準用する同法第66条第2号の規定に基づき、社振法の規定の適用を受けることとする旨を定めた債券であり、本「摘要」欄第7項に定める場合を除いて、社振法第120条において準用する同法第67条第1項の規定に基づき本債券の債券を発行することができない。 2. 受託会社 機構法第19条第7項に基づき、本債券の管理を株式会社三井住友銀行（以下「受託会社」という。）に委託する。 (1) 受託会社は、本債券の債権者のために弁済を受け、又は本債券に基づく債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する。 (2) 受託会社は、本債券の債券要項（以下「債券要項」という。）各項のほか、法令及び機構と受託会社との間の平成●年●月●日付け一般担保第4回住宅金融支援機構債券募集委託契約証書（以下「委託契約」という。）に定める権限及び義務を有する。 3. 期限の利益喪失事由 本債券の期限の利益喪失事由は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 機構が別記「利息支払の方法」欄又は別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背し、7日以内に履行又は治癒されない場合。 (2) 本債券の債務を承継する者が法令で定められず、機構を解散する法令が施行され、これにより機構が解散した場合。 (3) 本債券の債務者（機構又は機構が解散して本債券の債務を承継する者をいう。以下同じ。）に倒産処理手続に係る法律が適用され、当該法律に基づき、本債券の債務者に対して倒産処理手続又はそれに類した手続が開始された場合。 (4) 本債券の債務者が発行もしくは承継した債券に係る支払債務のいずれかがその支払をなすべき日において未履行であり、かつ、その状態が7日以内に治癒されなかった場合。 (5) 前号で規定する債券及び債務を除くその他の借入金債務についてその支払をなすべき日において未履行であり、かつ、その状態が7日以内に治癒されなかった場合。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が50億円を超えない場合は、この限りではない。 (6) 貸付債権担保住宅金融公庫債券もしくは貸付債権担保住宅金融支援機構債券に関連する信託債権の回収金の引渡し義務について、その引渡しをなすべき日において未履行であり、かつその状態が7日以内に治癒されなかった場合。 4. 公告の方法 本債券に関し、本債券の債権者に通知すべき事項がある場合は、法令又は委託契約に別段の定めがある場合を除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される1種類以上の日刊新聞紙に掲載することにより公告する。ただし、受託会社が、本債券の債権者のために必要でないと認め、その旨を機構に通知した場合は、官報又は新聞紙への掲載を省略することができる。 5. 債券要項及び委託契約の閲覧 債券要項及び委託契約の写しは、機構及び受託会社の本店に備え置き、各々の営業時間中、本債券の債権者の閲覧に供する。

摘 要	6. 本債券の債権者集会 (1) 本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、機構又は受託会社が招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに、債権者集会を招集する旨、債権者集会の日時及び場所、債権者集会の目的である事項並びにその他の必要な事項を公告する。 (2) 債権者集会は東京都において行う。 (3) 本債券の総額の10分の1以上に当たる本債券の債権者は、受託会社に対し、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を提出して、債権者集会の招集を請求することができる。 (4) 本債券の債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。 (5) 前号の規定にかかわらず、機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。 (6) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本債券の債権者をいう。以下本「摘要」欄において同じ。）の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。 (7) 前号の場合においては、以下のいずれかに該当する決議をなすことはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。 債権者集会の招集の手続又はその決議の方法が法令又は債券要項の定め違反するとき 決議が不正の方法によって成立するに至ったとき 決議が著しく不公正であるとき 決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき (8) 本債券の債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べるができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、受託会社が定めるところに従い、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。 (9) 債権者集会の決議は、本債券を有するすべての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は受託会社があたるものとする。 (10) 本項に定めるほか債権者集会に関する手続は機構と受託会社が協議して定め、本「摘要」欄第4項に定める方法により公告する。 (11) 本項の手続に要する合理的な費用は、機構の負担とする。 7. 本債券の債券の発行 本債券の債権者は、社振法第120条において準用する同法第67条第2項に定める場合に限り、機構に対し、本債券の債券の発行を請求することができる。 8. 発行代理人及び支払代理人 株式会社三井住友銀行 9. 元利金の支払 本債券の元利金の支払は、社振法のほか、振替機関の社債等に関する業務規程、社債等に関する業務規程施行規則及び振替機関が行う振替に関する業務処理の方法に従って行われる。
------------	---

2. 債券の引受け及び債券に関する事務（5年債）

債券の引受け	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	百万円 未定	未定
	野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	未定	
	計		未定	
債券に関する事務	受託会社の名称	住 所		
	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号		

3. 新規発行債券（10年債）

銘 柄	一般担保第5回 住宅金融支援機構債券	債 券 の 総 額	金33,300,000,000円
記 名 ・ 無 記 名 の 別	-	発 行 価 額 の 総 額	金・円
各 債 券 の 金 額	1,000万円の1種とし、その 分割又は併合はしない。	申 込 期 間	平成●年●月●日
払 込 金 額 (発 行 価 額)	額面100円につき 金・円・銭	申 込 証 拠 金	額面100円につき金・円・銭と し、払込期日に払込金に振替充 当する。申込証拠金には利息を つけない。
利 率	年●%	払 込 期 日	平成●年●月●日
利 払 日	毎年●月●日 及び●月●日	申 込 取 扱 場 所	別項引受証券会社の本店及び 国内各支店
償 還 期 限	平成●年●月●日	振 替 機 関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二 丁目1番1号
募 集 の 方 法	一般募集		
利 息 支 払 の 方 法	利息支払の方法及び期限 (1) 本債券の利息は、払込期日の翌日から本債券を償還すべき日（以下「償還期日」という。）までつけ、平成●年●月●日を第1回利払期日としてその日までの分を支払い、以後毎年●月●日及び●月●日の2回に、各々その日までの前半か年分を支払うものとする（かかる利息を支払うべき日を以下「利払期日」という。）。(2) 利払期日が銀行休業日に該当する場合は、その支払いを前銀行営業日に繰り上げる。なお、「銀行営業日」とは土曜、日曜、国民の休日及び法令により日本において銀行が休業することが認められ又は義務づけられている日以外の日をいい、「銀行休業日」とは銀行営業日以外の日をいう。(3) 払込期日の翌日から平成●年●月●日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半か年に満たない利息を支払うときは、半か年の日割をもって計算する。(4) 償還期日後は、利息をつけない。ただし、償還期日に本債券の償還を怠ったときは、機構は償還期日の翌日から実際に当該償還が行われた日までの日数につき上記「利率」欄に定める利率により計算される金額（半か年の日割計算による。）を支払うものとする。(5) 本債券の利息の計算について 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。		
償 還 の 方 法	1. 償還価額 額面100円につき金100円 2. 償還の方法及び期限 (1) 本債券の元金は、平成●年●月●日にその全額を償還する。 (2) 償還期日が銀行休業日に該当する場合は、その支払を前銀行営業日に繰り上げる。 (3) 本債券の買入消却は、払込期日の翌日以降、上記「振替機関」欄に定める振替機関（以下「振替機関」という。）が定める社債等に関する業務規程及びその他振替機関が定める規則等で別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。		
担 保	本債券の債権者は、機構法の定めるところにより、機構の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
財 務 上 の 特 約	担 保 提 供 制	該当事項無し。（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。また、後記「第2 募集に関する特別記載事項 1. 貸付債権担保住宅金融支援機構債券及び貸付債権担保住宅金融公庫債券について」を参照。）	
	そ の 他 の 条 項	該当事項無し。	

取 得 格 付	取得予定格付：A A A 格 付 機 関：株式会社格付投資情報センター 取得月 日：平成●年●月●日
	取得予定格付：A A 格 付 機 関：スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングス・サービス 取得月 日：平成●年●月●日
摘 要	1. 社債等の振替に関する法律の規定の適用 本債券は社債等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号、その後の改正を含む。以下「社振法」という。）第 120 条において準用する同法第 66 条第 2 号の規定に基づき、社振法の規定の適用を受けることとする旨を定めた債券であり、本「摘要」欄第 7 項に定める場合を除いて、社振法第 120 条において準用する同法第 67 条第 1 項の規定に基づき本債券の債券を発行することができない。 2. 受託会社 機構法第 19 条第 7 項に基づき、本債券の管理を株式会社三井住友銀行（以下「受託会社」という。）に委託する。 (1) 受託会社は、本債券の債権者のために弁済を受け、又は本債券に基づく債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する。 (2) 受託会社は、本債券の債券要項（以下「債券要項」という。）各項のほか、法令及び機構と受託会社との間の平成●年●月●日付け一般担保第 5 回住宅金融支援機構債券募集委託契約証書（以下「委託契約」という。）に定める権限及び義務を有する。 3. 期限の利益喪失事由 本債券の期限の利益喪失事由は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 機構が別記「利息支払の方法」欄又は別記「償還の方法」欄第 2 項の規定に違反し、7 日以内に履行又は治癒されない場合。 (2) 本債券の債務を承継する者が法令で定められず、機構を解散する法令が施行され、これにより機構が解散した場合。 (3) 本債券の債務者（機構又は機構が解散して本債券の債務を承継する者をいう。以下同じ。）に倒産処理手続に係る法律が適用され、当該法律に基づき、本債券の債務者に対して倒産処理手続又はそれに類した手続が開始された場合。 (4) 本債券の債務者が発行もしくは承継した債券に係る支払債務のいずれかがその支払をなすべき日において未履行であり、かつ、その状態が 7 日以内に治癒されなかった場合。 (5) 前号で規定する債券及び債務を除くその他の借入金債務についてその支払をなすべき日において未履行であり、かつ、その状態が 7 日以内に治癒されなかった場合。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 50 億円を超えない場合は、この限りではない。 (6) 貸付債権担保住宅金融公庫債券もしくは貸付債権担保住宅金融支援機構債券に関連する信託債権の回収金の引渡し義務について、その引渡しをなすべき日において未履行であり、かつその状態が 7 日以内に治癒されなかった場合。 4. 公告の方法 本債券に関し、本債券の債権者に通知すべき事項がある場合は、法令又は委託契約に別段の定めがある場合を除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される 1 種類以上の日刊新聞紙に掲載することにより公告する。ただし、受託会社が、本債券の債権者のために必要でないと認め、その旨を機構に通知した場合は、官報又は新聞紙への掲載を省略することができる。 5. 債券要項及び委託契約の閲覧 債券要項及び委託契約の写しは、機構及び受託会社の本店に備え置き、各々の営業時間中、本債券の債権者の閲覧に供する。

摘 要	6. 本債券の債権者集会 (1) 本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、機構又は受託会社が招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに、債権者集会を招集する旨、債権者集会の日時及び場所、債権者集会の目的である事項並びにその他の必要な事項を公告する。 (2) 債権者集会は東京都において行う。 (3) 本債券の総額の10分の1以上に当たる本債券の債権者は、受託会社に対し、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を提出して、債権者集会の招集を請求することができる。 (4) 本債券の債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。 (5) 前号の規定にかかわらず、機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。 (6) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本債券の債権者をいう。以下本「摘要」欄において同じ。）の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。 (7) 前号の場合においては、以下のいずれかに該当する決議をなすことはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。 債権者集会の招集の手續又はその決議の方法が法令又は債券要項の定め違反するとき 決議が不正の方法によって成立するに至ったとき 決議が著しく不公正であるとき 決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき (8) 本債券の債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べるができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、受託会社が定めるところに従い、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。 (9) 債権者集会の決議は、本債券を有するすべての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は受託会社があたるものとする。 (10) 本項に定めるほか債権者集会に関する手續は機構と受託会社が協議して定め、本「摘要」欄第4項に定める方法により公告する。 (11) 本項の手續に要する合理的な費用は、機構の負担とする。 7. 本債券の債券の発行 本債券の債権者は、社振法第120条において準用する同法第67条第2項に定める場合に限り、機構に対し、本債券の債券の発行を請求することができる。 8. 発行代理人及び支払代理人 株式会社三井住友銀行 9. 元利金の支払 本債券の元利金の支払は、社振法のほか、振替機関の社債等に関する業務規程、社債等に関する業務規程施行規則及び振替機関が行う振替に関する業務処理の方法に従って行われる。
------------	---

4. 債券の引受け及び債券に関する事務（10年債）

債券の引受け	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	百万円 未定	未定
	野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	未定	
	計		未定	
債券に関する事務	受託会社の名称	住 所		
	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号		

5. 新規発行債券（20年債）

銘 柄	一般担保第6回 住宅金融支援機構債券	債 券 の 総 額	金13,000,000,000円
記 名 ・ 無 記 名 の 別	-	発 行 価 額 の 総 額	金・円
各 債 券 の 金 額	1,000万円の1種とし、その 分割又は併合はしない。	申 込 期 間	平成●年●月●日
払 込 金 額 (発 行 価 額)	額面100円につき 金・円・銭	申 込 証 拠 金	額面100円につき金・円・銭と し、払込期日に払込金に振替充 当する。申込証拠金には利息を つけない。
利 率	年・%	払 込 期 日	平成●年●月●日
利 払 日	毎年●月●日 及び●月●日	申 込 取 扱 場 所	別項引受証券会社の本店及び 国内各支店
償 還 期 限	平成●年●月●日	振 替 機 関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二 丁目1番1号
募 集 の 方 法	一般募集		
利 息 支 払 の 方 法	利息支払の方法及び期限 (1) 本債券の利息は、払込期日の翌日から本債券を償還すべき日（以下「償還期日」という。）までつけ、平成●年●月●日を第1回利払期日としてその日までの分を支払い、以後毎年●月●日及び●月●日の2回に、各々その日までの前半か年分を支払うものとする（かかる利息を支払うべき日を以下「利払期日」という。） (2) 利払期日が銀行休業日に該当する場合は、その支払いを前銀行営業日に繰り上げる。なお、「銀行営業日」とは土曜、日曜、国民の休日及び法令により日本において銀行が休業することが認められ又は義務づけられている日以外の日をいい、「銀行休業日」とは銀行営業日以外の日をいう。 (3) 払込期日の翌日から平成●年●月●日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半か年に満たない利息を支払うときは、半か年の日割をもって計算する。 (4) 償還期日後は、利息をつけない。ただし、償還期日に本債券の償還を怠ったときは、機構は償還期日の翌日から実際に当該償還が行われた日までの日数につき上記「利率」欄に定める利率により計算される金額（半か年の日割計算による。）を支払うものとする。 (5) 本債券の利息の計算について 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。		
償 還 の 方 法	1. 償還価額 額面100円につき金100円 2. 償還の方法及び期限 (1) 本債券の元金は、平成●年●月●日にその全額を償還する。 (2) 償還期日が銀行休業日に該当する場合は、その支払を前銀行営業日に繰り上げる。 (3) 本債券の買入消却は、払込期日の翌日以降、上記「振替機関」欄に定める振替機関（以下「振替機関」という。）が定める社債等に関する業務規程及びその他振替機関が定める規則等で別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。		
担 保	本債券の債権者は、機構法の定めるところにより、機構の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
財 務 上 の 特 約	担 保 提 供 制 限	該当事項無し。（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。また、後記「第2 募集に関する特別記載事項 1. 貸付債権担保住宅金融支援機構債券及び貸付債権担保住宅金融公庫債券について」を参照。）	
	そ の 他 の 条 項	該当事項無し。	

取 得 格 付	取得予定格付：A A A 格 付 機 関：株式会社格付投資情報センター 取得月 日：平成●年●月●日
	取得予定格付：A A 格 付 機 関：スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングス・サービス 取得月 日：平成●年●月●日
摘 要	1. 社債等の振替に関する法律の規定の適用 本債券は社債等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号、その後の改正を含む。以下「社振法」という。）第 120 条において準用する同法第 66 条第 2 号の規定に基づき、社振法の規定の適用を受けることとする旨を定めた債券であり、本「摘要」欄第 7 項に定める場合を除いて、社振法第 120 条において準用する同法第 67 条第 1 項の規定に基づき本債券の債券を発行することができない。 2. 受託会社 機構法第 19 条第 7 項に基づき、本債券の管理を株式会社三井住友銀行（以下「受託会社」という。）に委託する。 (1) 受託会社は、本債券の債権者のために弁済を受け、又は本債券に基づく債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する。 (2) 受託会社は、本債券の債券要項（以下「債券要項」という。）各項のほか、法令及び機構と受託会社との間の平成●年●月●日付け一般担保第 6 回住宅金融支援機構債券募集委託契約証書（以下「委託契約」という。）に定める権限及び義務を有する。 3. 期限の利益喪失事由 本債券の期限の利益喪失事由は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 機構が別記「利息支払の方法」欄又は別記「償還の方法」欄第 2 項の規定に違反し、7 日以内に履行又は治癒されない場合。 (2) 本債券の債務を承継する者が法令で定められず、機構を解散する法令が施行され、これにより機構が解散した場合。 (3) 本債券の債務者（機構又は機構が解散して本債券の債務を承継する者をいう。以下同じ。）に倒産処理手続に係る法律が適用され、当該法律に基づき、本債券の債務者に対して倒産処理手続又はそれに類した手続が開始された場合。 (4) 本債券の債務者が発行もしくは承継した債券に係る支払債務のいずれかがその支払をなすべき日において未履行であり、かつ、その状態が 7 日以内に治癒されなかった場合。 (5) 前号で規定する債券及び債務を除くその他の借入金債務についてその支払をなすべき日において未履行であり、かつ、その状態が 7 日以内に治癒されなかった場合。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 50 億円を超えない場合は、この限りではない。 (6) 貸付債権担保住宅金融公庫債券もしくは貸付債権担保住宅金融支援機構債券に関連する信託債権の回収金の引渡し義務について、その引渡しをなすべき日において未履行であり、かつその状態が 7 日以内に治癒されなかった場合。 4. 公告の方法 本債券に関し、本債券の債権者に通知すべき事項がある場合は、法令又は委託契約に別段の定めがある場合を除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される 1 種類以上の日刊新聞紙に掲載することにより公告する。ただし、受託会社が、本債券の債権者のために必要でないと認め、その旨を機構に通知した場合は、官報又は新聞紙への掲載を省略することができる。 5. 債券要項及び委託契約の閲覧 債券要項及び委託契約の写しは、機構及び受託会社の本店に備え置き、各々の営業時間中、本債券の債権者の閲覧に供する。

摘 要	6. 本債券の債権者集会 (1) 本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、機構又は受託会社が招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに、債権者集会を招集する旨、債権者集会の日時及び場所、債権者集会の目的である事項並びにその他の必要な事項を公告する。 (2) 債権者集会は東京都において行う。 (3) 本債券の総額の10分の1以上に当たる本債券の債権者は、受託会社に対し、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を提出して、債権者集会の招集を請求することができる。 (4) 本債券の債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。 (5) 前号の規定にかかわらず、機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。 (6) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本債券の債権者をいう。以下本「摘要」欄において同じ。）の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。 (7) 前号の場合においては、以下のいずれかに該当する決議をなすことはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。 債権者集会の招集の手続又はその決議の方法が法令又は債券要項の定め違反するとき 決議が不正の方法によって成立するに至ったとき 決議が著しく不公正であるとき 決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき (8) 本債券の債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べるができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、受託会社が定めるところに従い、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。 (9) 債権者集会の決議は、本債券を有するすべての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は受託会社があたるものとする。 (10) 本項に定めるほか債権者集会に関する手続は機構と受託会社が協議して定め、本「摘要」欄第4項に定める方法により公告する。 (11) 本項の手続に要する合理的な費用は、機構の負担とする。 7. 本債券の債券の発行 本債券の債権者は、社振法第120条において準用する同法第67条第2項に定める場合に限り、機構に対し、本債券の債券の発行を請求することができる。 8. 発行代理人及び支払代理人 株式会社三井住友銀行 9. 元利金の支払 本債券の元利金の支払は、社振法のほか、振替機関の社債等に関する業務規程、社債等に関する業務規程施行規則及び振替機関が行う振替に関する業務処理の方法に従って行われる。
------------	---

6. 債券の引受け及び債券に関する事務（20年債）

債券の引受け	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	百万円 未定	未定
	野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	未定	
	計		未定	
債券に関する事務	受託会社の名称	住 所		
	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号		

7. 新規発行による手取金の使途

（1）新規発行による手取金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
● 百万円	● 百万円	● 百万円

（注）上記金額は、一般担保第4回、第5回及び第6回住宅金融支援機構債券の合計金額です。

（2）手取金の使途

本機構債の発行により機構が調達する資金は、機構法第13条第1項(第4号及び第11号を除く)に定める業務のために充てられます。

第2 募集に関する特別記載事項

1. 貸付債権担保住宅金融支援機構債券及び貸付債権担保住宅金融公庫債券について

機構は、機構法第19条第1項に基づき、財務大臣及び国土交通大臣の認可を受けて貸付債権担保住宅金融支援機構債券を発行しており、機構法第21条に基づき、財務大臣及び国土交通大臣の認可を受けて、貸付債権担保住宅金融支援機構債券の担保に供するため、貸付債権担保住宅金融支援機構債券の債権者の集合を当初の受益者とする他益信託として信託契約を受託者及び信託管理人との間で締結し、機構が保有する住宅ローン債権の一部を信託しています。また、機構は機構法附則第3条第1項に基づき、公庫が住公法第27条の3第1項に基づき、財務大臣及び国土交通大臣の認可を受けて発行した貸付債権担保住宅金融公庫債券の権利及び義務を承継しており、当該債券の担保に供するため、貸付債権担保住宅金融公庫債券の債権者の集合を当初の受益者とする他益信託として公庫が受託者及び信託管理人との間で締結した信託契約に基づき、機構が保有する住宅ローン債権の一部を信託しています。かかる貸付債権担保住宅金融支援機構債券及び貸付債権担保住宅金融公庫債券のために信託された担保は、本機構債を含む機構が発行した債券もしくは機構法附則第3条第1項に基づき承継した他の債券に係る一般担保により制約されません。そのため、本機構債は一般担保付ですが、当該一般担保の先取特権は、貸付債権担保住宅金融支援機構債券及び貸付債権担保住宅金融公庫債券のために信託された担保により制限されます。

平成19年8月1日現在、貸付債権担保住宅金融支援機構債券及び貸付債権担保住宅金融公庫債券の未償還残高は5,550,293,990,000円となっています。なお、貸付債権担保第4回住宅金融支援機構債券（債券の総額735億円）に係る発行条件を平成19年7月26日に決定しており、払込期日は平成19年8月7日となっています。また、機構は、本機構債の償還が完了する以前に、新たな貸付債権担保住宅金融支援機構債券を発行することを計画（平成19年度計画においては年間2兆1,444億円の証券化支援事業等に係る貸付債権担保住宅金融支援機構債券の発行及び年間1兆2,000億円の貸付債権担保S種住宅金融支援機構債券の発行を予定しています。）しており、かかる新たな貸付債権担保住宅金融支援機構債券の発行が本機構債の信用力に影響を与える可能性があります。なお、かかる新たな貸付債権担保住宅金融支援機構債券の発行については、機構は各発行毎に主務大臣の認可を受けることとなっています。

第二部 参照情報

第 1 参照書類

機構は平成 19 年 4 月 1 日に成立し、その最初の事業年度は平成 20 年 3 月 31 日に終了いたします。当該期間に係る機構の財務書類は本証券情報説明書の作成日（平成 19 年 8 月 1 日）現在まだ作成及び承認されていないため、本証券情報説明書作成日現在、機構の経理の状況について記載できるものは存在しません。

機構が機構法附則第 3 条第 1 項に基づき権利及び義務を承継して解散する以前の公庫の経理の状況、機構法附則第 6 条第 3 項に基づき権利及び義務を承継して解散する以前の保証協会の経理の状況並びに機構のその他の事業の内容に関する重要な事項及びその他の事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

「商品内容説明書 発行者情報 平成 18 年度」

第 2 参照書類の補完情報

上記に掲げた参照書類としての発行者情報説明書に記載された「事業等のリスク」について、当該発行者情報説明書の作成日以降本証券情報説明書作成日（平成 19 年 8 月 1 日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該発行者情報説明書には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本証券情報説明書作成日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第 3 参照書類を縦覧に供している場所

独立行政法人住宅金融支援機構 本店
東京都文京区後楽一丁目 4 番 10 号

なお、機構ホームページ（<http://www.jhf.go.jp>）にも掲載しています。